

那珂川市設置型浄化槽に係る同意書

(あて先) 那珂川市長

那珂川市浄化槽の設置及び管理に関する条例の規定に基づき市が設置し、維持管理を行う浄化槽の設置申請にあたり、以下の事項について同意します。

年 月 日

設置申請者 住所

氏名

印

土地所有者 住所

氏名

印

- 1 浄化槽設置申請書の受付が完了した日から、那珂川市が発注する浄化槽の設置工事が完了する日まで、6 カ月程度要することに同意します。
- 2 浄化槽の設置完了の日から 6 ヶ月以内には排水設備工事を完了します。また、6 ヶ月以内に生活の本拠として利用することに同意します。
- 3 上記の土地所有者は浄化槽の設置に必要となる土地を無償で那珂川市の使用に供すること、及びに土地の使用期間は浄化槽が不要となるまでの期間となることに同意します。
- 4 那珂川市が浄化槽の工事発注に際し、当該工事に係る入札参加希望者が現地調査のため敷地内に立ち入ることに同意します。
- 5 自己都合で設置申請を取り下げたことにより、那珂川市及び工事施工者に損害が生じた場合は、その損害額を支払うことに同意します。
- 6 排水設備工事及び維持管理に係る費用負担区分は、別紙のとおりとすることに同意します。
- 7 浄化槽の維持管理、設置又は補修のため、那珂川市の職員又は那珂川市から委任を受けた者が該当土地に立ち入ることに同意します。
- 8 自己都合により浄化槽本体を移設又は撤去する場合は、事前に那珂川市と協議します。また、その場合の費用は、自己負担により行います。
- 9 浄化槽が設置された建築物、土地又は排水設備の権利を移転するときは、

事前に那珂川市と協議した上で、譲渡人へ承継することに同意します。

- 10 浄化槽が設置された建築物及び土地における浄化槽に係る汚水処理方式を変更するときは、事前に那珂川市と協議を行うことに同意します。
- 11 私は、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。））
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者